

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000030号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000060号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年8月1日から平成11年7月1日まで

請求期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、住所が確認できる16人に照会したところ、回答のあった11人(事業主を含む。)全員が請求者を記憶している旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主及び同社に係る履歴事項全部証明書において確認できる他の代表取締役並びに同社を担当していた税理士は、請求期間当時の資料はない旨回答している上、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者は請求期間の給与からの厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者が平成11年に病気療養のため入院したとする医療機関及び当該入院当時の住所地を管轄するB市役所からの回答により、請求者は請求期間のうち、平成10年11月6日から平成11年7月1日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。